

# 山陽小野田市病院事業将来構想検討委員会 中間的まとめ

【砂川功委員長：平成 18 年 2 月 22 日】

◎山陽市民病院は、当面地域住民のニーズを考え、規模縮小させて地域にあった形態で存続させ、第 5 次経営健全化計画【※ 1】の終了時（平成 20 年度）までに、経営状態を考慮し、存続について再度検討すること。

- ▶山陽市民病院は、3 病棟の内の 1 病棟を休止して 2 病棟とし、その内の 1 病棟を現在の療養型病棟【※ 2】（54 床）とし、残り 1 病棟を急性期病棟【※ 3】（57 床）とする。なお、病床数は、患者数動向により、随時見直しをする。
- ▶外来診療は、地域住民の診療所的な役割として住民の検診、急性期や慢性期疾患の診療、紹介先を相談するような機能を主とする。
- ▶現在の残りの病床は、将来の新病院構想のために休床としておく。

◎小野田市民病院、山陽市民病院は、両病院の機能分担を進め一つの総合病院としての立場にたって、地域の医療施設と連携した地域完結型の医療を更に推進し、地域医師会などの協力を得ながら医療資源の有効活用を推進し、医師不足を補う方策も考えていく。

◎小野田市民病院、山陽市民病院の経営形態に「全部適用」【※ 4】の導入を検討すること。

- ▶市民病院の最高経営責任者（病院事業管理者）の人選を検討すること。



▲委員会のお様子（2月21日）

【※ 1】 経営状態が悪く、不良債務（資金不足）のある病院について、自助努力と一般会計からの特別繰入れを行い、経営改善を図るため、国の措置に基づいた計画

【※ 2】 主として長期にわたり療養を必要とする患者の病棟。一般病棟に比べ病床面積や廊下幅が広く、また食堂・談話室等がある病棟。

【※ 3】 一般の治療を要する患者の病棟。（精神・結核・感染症・療養型を除く）

【※ 4】 地方公営企業法に基づき、事業管理者を置き、財務規定、組織、職員の身分の取り扱いに関する規定など全部を適用すること。なお、現在は両院とも財務規定だけの一部適用です。